

畜 第 1008 号

令和 5 年 3 月 14 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合組合長理事
岩手県動物薬品器材協会会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県知事 達増 拓也

家畜伝染病のまん延防止のための告示について

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号)に基づき、下記について、別紙のとおり告示しましたので、お知らせします。

記

- 1 家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号)第 2 条の規定に基づく「家畜等の移動等の禁止」
- 2 同規則(昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号)第 3 条の規定に基づく「家畜集合施設の開催等の制限」
- 3 同規則(昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号)第 5 条の規定に基づく「と畜場及び化製場の事業の制限」
- 4 同規則(昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号)第 9 条の規定に基づく「ふ卵の禁止」

【農林水産部畜産課 佐藤、山岸 (電話 019-629-5729)】



岩手県告示第136号の2

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第2条の規定により、家畜及びその死体、県内の区域並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品を次のとおり指定する。

令和5年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 県内の区域

別図のとおり。

3 高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

- (1) 肉、原皮、卵、精液、血液、血粉、骨、毛、羽、^{けん}腱、臓器及びふん尿
- (2) 飼料、飼料袋及び飼料槽等の飼養管理器具並びに敷料
- (3) (1)に掲げる物品の運送に使用する容器及び包装資材

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第136号の3

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第3条の規定により、家畜及び当該家畜に係る催物の開催の制限区域を次のとおり指定する。

令和5年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 催物の開催の制限区域

別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第136号の4

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第5条の規定により、家畜及び当該家畜に係ると畜場（食鳥処理場、卵選別包装施設及びふ卵場を含む。以下同じ。）における事業の制限区域を次のとおり指定する。

令和5年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 と畜場の事業の制限区域

別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。

岩手県告示第136号の5

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第9条の規定により、ふ化させることを禁止する卵の生産区域を次のとおり指定する。

令和5年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

ふ化させることを禁止する卵の生産区域 別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第136号の2、3、4及び5において指定する区域

移動禁止、催物の禁止、と畜の禁止、ふ化させることを禁止する卵の生産区域

～3km

搬出制限区域
(移出禁止)

3～10km

